

講演	No 質問内容	回答
共通	講演資料の電子データは入手できますか。	以下の県ホームページに講演資料を掲載しております。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/kagaku-kensyu/kagakubussituseminar5.html
労安法における化学物質規制に係る改正について	1 人体に及ぼす作用の定期確認義務はユーザー側にもありますか。	人体に及ぼす作用の定期確認の義務は、譲渡・提供者にあります。ユーザー側にはありません。
	2 化学物質管理者の要件では、製造、取扱いまたは譲渡提供を行う事業場ごとに化学物質管理者を選任することが義務付けられていると認識しておりますが、資料上は、製造のみでした。どちらが正しいでしょうか。	資料がわかりづらく申し訳ありませんでした。化学物質管理者の選任義務に関し、ご認識のとおりです。 化学物質を製造する事業場の場合は、化学物質管理者講習を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者のうちから化学物質管理者を選任していただくことになります。 化学物質を取扱い又は譲渡提供を行う事業場の場合は、化学物質管理者講習の受講者及びこれと同等以上の能力を有すると認められる者のほか、化学物質管理者講習に準ずる講習を受講している者から選任することが望ましいとされています。
	3 講演資料14ページにおいて、原材料を混合して新たな製品を製造する場合は、リスクアセスメント対象物に含まれます。との記載がありますが、この解釈について詳しく教えてください。私は医薬品原薬の合成の研究を行っている事業所です。リスクアセスメント対象物ではない化学物質同士を合成して、危険性が未知の化学物質を作る場合も、リスクアセスメント対象物を製造している事業所に当たるといえるのでしょうか。リスクアセスメントを行うべきということでしょうか。	原材料を混合して新たな製品を製造する場合であって、その製品がリスクアセスメント対象物に該当する場合は、当該製品は本規定のリスクアセスメント対象物に含まれます。（通達（令和4年5月31日付け基発0531第9号）記の第4の1（1）エに記載されています。）
	4 講演資料35ページにあります、がん原性物質の対象物質について、事業者が上記物質を臨時に取り扱う場合を除くとありますが、臨時とは具体的にどのような場合があてはまるのでしょうか。また、臨時とはどの程度の頻度をいうのでしょうか。	「臨時に取り扱う場合」とは、当該事業場において通常の作業工程の一部又は全部として行っている業務以外の業務で、必要に応じて当該物質を取り扱い、繰り返されない業務に従事する場合をいうこととされています。 （令和4年12月26日付け基発1226第4号「労働安全衛生規則第577条の2第3項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの適用について」記の第2の4）

労 安 法 に お け る 化 学 物 質 規 制 に 係 る 改 正 に つ い て （ 埼 玉 労 働 局 ）	5	<p>がん原性物質の記録について、参考となる記録例(フォーマット)はございますでしょうか。</p>	<p>記録の様式やサンプルは示されていません。</p> <p>なお、記録しなければいけない項目は、安衛則第577条の2第11項に規定されており、①「リスクアセスメントの結果等に基づき講じたばく露低減措置の内容」、②「濃度基準値が定められている物質について、濃度基準値以下とした措置の内容」、③「リスクアセスメント健康診断の結果講じた措置の内容」、④「リスクアセスメント対象物による労働者のばく露の状況」、⑤がん原性物質について「労働者の氏名、従事した作業の概要、従事した期間、がん原性物質により著しく汚染される事態が生じたときはその概要及び事業者が講じた応急の措置の概要」、⑥「①～③の措置について、関係労働者の意見の聴取状況」となっていますので、任意で作成していただければと思います。</p> <p>また、このうち、④の項目ががん原性物質の場合と⑤の項目は30年間保存、それ以外の項目は3年間保存となっています。</p>
	6	<p>管理濃度は、作業環境測定の指標であり、結果は、曝露濃度と異なるとの事ですが、全く参考にならないのでしょうか？</p>	<p>管理濃度は、作業環境管理の良否を判断する際の管理区分を決定するための指標で、濃度基準値や許容濃度などは、労働者個々人のばく露濃度と対するものとして設定されたもので、いわば作業管理に着目したものと考えられます。作業環境管理と作業管理が、それぞれ相まって適切な健康管理がなされていきますので、それぞれの指標を活用する必要があります。</p>
	7	<p>皮膚等障害物質の一覧が通知で出しましたが、これは濃度に関係なくこの物質を少しでも含む混合物も対象ということでしょうか。それとも表示・通知の裾切値にて考慮されるのでしょうか。</p>	<p>ご質問の皮膚等障害物質の裾切値については、令和5年11月9日付けで基発0704第1号通達を改正する形で、新に示されました。その箇所について、以下にその全文を記載させていただきます。</p> <p>皮膚等障害化学物質を含有する製剤の裾切値について</p> <p>(1) 次のア及びイに掲げる皮膚等障害化学物質の区分に応じ、その含有量がそれぞれ次のア及びイに掲げる含有量の値（ア及びイの両方に該当する物質にあっては、ア又はイに係る値のうち最も低いもの、イに該当する物質であって、二以上の有害性区分に該当するものにあつては、その該当する有害性区分に係る値のうち最も低いもの）未満であるものについては、皮膚等障害化学物質等には該当しないものとして取り扱うこと。なお、パーセントは重量パーセントであること。</p> <p>ア 皮膚刺激性有害物質 1パーセント</p> <p>イ 皮膚吸収性有害物質 1パーセント（国が公表するGHS分類の結果、生殖細胞変異原性区分1又は発がん性区分1に区分されているものは0.1パーセント、生殖毒性区分1に区分されているものは0.3パーセント）</p> <p>(2) (1)に定める値は、労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和5年厚生労働省告示第304号）の別表第3における容器等への名称等の表示に係る裾切値の考え方を用い、皮膚刺激性有害物質については、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」（呼吸器感作性については気体を除く。）の裾切値、皮膚吸収性有害物質については、その他の関係する有害性区分の裾切値を踏まえて設定したものであること。</p>
	8	<p>有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則、石棉障害予防規則において、特定の有害物を取り扱う場所における有害物の有害性等を周知するために掲示すべき事項について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示すべき事項のうち「特定の有害物の人体に及ぼす作用」「特定の有害物により生じるおそれのある疾病の種類及びその症状」に改めたこと ・ 「保護具を着用しなければならない旨」を掲示すべき事項に追加したこと <p>とあります。今後は、複数種類の有害物を取り扱う場合の掲示方法について、1種類ずつ掲示が必要となるのでしょうか。</p> <p>その場合、何枚もの掲示が増え現実的では無いと思うのですがいかがでしょうか。</p>	<p>お問い合わせの掲示につきましては、通達（令和5年3月29日付け基発0329第32号）に基づき、行っていただくこととなります。</p> <p>例えば特定化学物質については、その名称については、使用しているものすべてを掲示する必要があります。</p> <p>特定化学物質に関する「生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状」、「取扱い上の注意事項」や有機溶剤に関する「生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状」、「取扱い上の注意事項」、「中毒が発生しときの応急処置」については、必ずしも物質ごとに掲示する必要はありません。</p> <p>なお、「使用すべき保護具」については、特定化学物質にあっては、特別管理物質及び保護具の使用義務がある作業場所に限定されており、有機溶剤にあっては使用義務がある場所に限定されています。</p>

埼玉県生活環境保全条例及び同施行規則の改正について（大気環境課）	1	今年度中に適正管理手順書を提出予定です。 来年度から報告が必要になる化学物質を現在取り扱っていますが、今年度提出予定の適正管理手順書にその化学物質をまとめてよいですか。 それとも次年度の提出になりますか。	今年度提出予定の適正管理手順書にまとめていただいて差し支えありません。
	2	第一種、第二種指定化学物質は主に何がありますか？	以下の県ホームページに第一種指定化学物質、第二種指定化学物質、県が規則で定める物質のリストを掲載しております。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0504/joreikagaku/taishobusshitsu.html
	3	講演資料12ページにある届出対象事業所の要件について、「業種」「規模」「年間取扱量」の三つを満たさない場合は届出対象とならないのでしょうか。	「業種」「規模」「年間取扱量」の三つすべてを満たさない場合は届出対象外となります。 「規模」については事業者として常時使用する従業員の数が21人以上です。例えば工場に10人、本社に100人いたとしたら、事業者としては110人となり届出対象となります。
	4	県条例における対象化学物質の取扱量の報告について、複数の対象物質を使用しており、単品の使用量は0.5tを超えないが、合算した場合には0.5tを超える場合には取扱量の報告が必要になるのでしょうか。 また、そのような場合には、それぞれの物質についての報告が必要になるのでしょうか。	それぞれの化学物質について使用量が0.5tを超えた場合報告対象となります。 例えば物質Aの年間取扱量が0.3 t、物質Bの年間取扱量が0.3 tであれば両物質とも報告対象外です。 物質Aの年間取扱量が0.5 t以上であれば報告対象となります。 その場合、それぞれの物質ごとに取扱量の報告が必要となります。
	5	今回の条例規則改正では、硫酸（三酸化硫黄を含む。）については引き続き、県独自の対象物質として残っています。 一方、塩化水素（塩酸を含む。）と硝酸については、県独自の対象物質から除外されましたが、問題はないのでしょうか。	対象物質から除外することについては、県化学物質対策専門委員会に諮り、決定しました。 なお、硫酸（三酸化硫黄を含む。）については、生活環境保全条例において、事故時の措置についての対象物質としていることから残しました。

<p style="text-align: center;">V O C 排 出 抑 制 の 最 新 動 向 (経 済 産 業 省)</p>	1	<p>製品中にVOCが含まれているかと聞かれることがあります。製品そのものが揮発性有機化合物（混合物ではない）なのですが、大気中では分解します。この場合、分解生成した揮発性有機化合物をVOCとして考えるべきなのでしょうか</p>	<p>大気汚染防止法で定めるVOCは、大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成の原因とならない物質として政令で定める物質を除く。）をいいます。 大気中で分解生成した物質についても、同様に大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物は、VOCであると解されます。</p>
	2	<p>アセトン、IPAを機械部品の洗浄施設で使用していますが、これらの物質はVOC等に該当しますか。また、当該洗浄施設は法律または条例の規制対象となりますか。</p>	<p>アセトン、IPAはいずれも大気汚染防止法で定めるVOC及び埼玉県生活環境保全条例で定める炭化水素類に該当します。 また、アセトン、IPAを使用した洗浄施設は、施設の規模、VOC又は炭化水素類の使用量によって規制の対象となる場合があります。</p>
<p style="text-align: center;">埼 玉 県 (企 業 環 境 制 度 の 政 策 課 紹 介 取 組 宣 言)</p>	1	<p>補助金は宣言企業のみを対象としたものでしょうか。 宣言企業でなくとも補助金の対象となる、あるいは補助金の情報を得ることは可能でしょうか。</p>	<p>補助金については補助金を管轄する部署ごとにルールを決めておりますので、環境部の各課であったり、補助金管轄部署に直接お問い合わせください。 一部補助金の種類によっては宣言制度への参加が条件となっているものがあります。</p>
	2	<p>講演資料9ページにありますメルマガは宣言企業だけに配信されるのでしょうか。</p>	<p>メルマガは、宣言企業だけに配信しております。</p>